

2021年度日本財団助成事業「養子縁組後の家族を対象とした相談窓口の運営」
養子縁組に関する記録の整理と保管方法の検討プロジェクト活動報告書

① 事業内容

(1) 事業実施時期

2022年4月1日～2023年3月31日

(2) 事業実施場所・会場

日本国際社会事業団事務所（東京都文京区）

(3) プログラム内容

柱1：書類の分類と一部電子化

現在、ISSJで実施した養子縁組に関する文書は1952年から永年保存をしている。しかし、ここ10年より以前の文書の多くは紙で保管されており、電子化されていない。また、養子縁組にいたらなかった養親や養子の資料などの保管条件や優先順位をどのように設定するか検討を行う必要があった。そのため、今回はパイロット事業として、特別養子縁組制度が開始された1987年から2022年の養子のファイル172件をターゲットとして設定し、各ファイルに保管されている書類の分類と電子化を行うこととした。特に1990年代前半に養子縁組をされた養子は現在30代を迎えており、実際に養子縁組のルーツ探しの相談が多い年代となっている。

スキャン作業においては、専門家と協議を行い（柱2）、これまで保管してきた書類の分類の再確認から開始した。作業を通して、ISSJでは長きにわたり一定の規準に基づいて養子縁組に関する書類が集められていることが明らかになる一方、ケースごとに集められている資料の量に差があり、個々のケースにある書類を一つ一つ確認するための時間も必要だった。最終的に、各ケースのフォルダについて、以下14の書類分類を行い、データ上で個々のケースの資料が簡単に可視化できるようにした。なお、書類分類作業およびスキャン作業は2022年10月から開始し、3月末までで約100件の電子化が完了している。次年度も引き続き継続する予定である。

＜資料分類コード＞

1	ISSJ作成のケースノート	8	依頼書（実母→ISSJ）
2	児童相談所・行政等のやりとり	9	承諾書（実母→ISSJ）
3	施設とのやりとり	10	住民票
4	実母とのやりとり	11	母子手帳
5	健康診断書	12	写真
6	児童記録（児童相談所作成）	13	戸籍（母の戸籍、原戸籍）
7	児童調査（ISSJ作成）	14	戸籍（出生後の戸籍）

柱2：専門家による整理とアドバイス

今回のパイロット事業では、アーカイブス学の専門家で本事業の運営委員でもある目白大学の阿久津美紀氏がスーパーバイザーに就任した。全7回にわたり、阿久津氏、ISSJの常務理事および担当スタッフと会議を行った。会議では、最初に養子縁組に関する記録の保管に必要な準備作業（目録の作成、スキャニング作業、公開方法の検討など）について検討を行った。次に、養子縁組の記録の管理に関する先行事例として、アメリカやイギリス、オーストラリアの事例等を参照しながら、ISSJで保管している整理の方針について協議を行った。さらに、スキャンされた資料や記録はアーカイブスとして保管された後、当事者にどのように公開していくかを検討するため、国士館大学のアーカイブス学専門家でおられる堀内暢行氏を招き、民間団体におけるデジタルアーカイブの構築と運用についてコンサルテーションを受けた。各回のミーティングの主な内容は以下の通りである。

日付	主な協議内容
2022年5月10日	<ul style="list-style-type: none">・パイロット事業の目的の確認・文書のデジタル化の世界的な潮流
6月7日	<ul style="list-style-type: none">・養子縁組に関する記録の保管に必要な準備（目録作成、スキャニング作業、公開方法の検討など）に関する検討・国際機関等が活用するソフトウェア AtoMシステムの紹介・ISSJの保管資料の確認および対象となるファイルのリスト化
7月19日	<ul style="list-style-type: none">・養子縁組に関する記録のリテンションスケジュールの先行事例（イギリスの民間団体、地方行政、アメリカの州政府、オーストラリア州政府）の共有・スキャナ機材等の準備
8月30日	<ul style="list-style-type: none">・ISSJの各ファイルの資料のリスト化・リスト以外に保管されている資料に対する電子化の対応方法検討
10月4日	<ul style="list-style-type: none">・1980年代の資料の内容の確認、資料分類の確定・スキャン作業の実施における方法や注意点等の確認
12月8日	<ul style="list-style-type: none">・スキャン後のデータの運用について検討・ファイルの保管期限について協議・堀内暢行氏によるISSJのデータ資料の確認
2023年2月7日	<ul style="list-style-type: none">・堀内氏による講義「民間団体におけるデジタルアーカイブの構築・運用～アーカイビングに向けたワークフロー・個人情報保護の観点～」・次年度の進め方について協議

柱3：保管方法の確定

今回のパイロット事業のターゲットとした1987年から2022年の養子縁組事案の紙ファイルのうち、養親や養親候補者のものは1,600件ほどある。中には養子縁組にいたらなかった養親候補者のファイルもあり、保管条件や優先順位をどのように設定するかについて検討を行った。あわせて専門家からの先行事例の紹介を受け（柱2）、基準づくりの参考とした。例えば、アメリカやオーストラリアなどの運用では、養子縁組が完了したケース記録については、それぞれ永年保存、100年間の保存とされているが、未完のケース記録についてはばらつきが見られ、イギリスのブラックプールカウンシルでは10年、オーストラリアビクトリア州では20年、イギリスの民間団体アーカイビングフォーチルドレンでは1年未満とされていた。また、保管方法は紙媒体か、電子ファイルでの保管かについても各々規定がなされている。こうした基準をもとに、本事業ではISSJでの保管基準案を作成した。今後は実際に運用を継続し、さらに基準を精査する予定である。

また、事務所保管をしている紙資料についても、より分かりやすく出し入れできるよう、キャビネットを購入して入れ替え作業も実施した。

② 事業の成果

・保管記録のリスト化・電子化による個々の記録ファイルの可視化

今回、アーカイブスの専門家の協力を得ることで、汎用性の高い、かつ国際的な基準を視野に入れた記録の保管について検討を行うことができた。そもそも養子縁組のケースは一人ひとり様々な事情や背景があり、記録の内容は個別性が高い。しかし、一定の基準を設定した目録づくり（リスト化）をすることで、これまで保管されてきた過去の記録内容が整理され、より容易に保管記録を把握することが可能となった。

柱1で示した目録でも分かるように、ケースノート、児童調書、戸籍など記録の種類は異なっているが、これらの資料には養子縁組に関する貴重な情報がそれぞれに記されている。こうした記録の集合体が一人ひとりの養子縁組に関する情報を有している。しかし、現在、養子縁組に関する記録は各機関によって保管期限が異なり、容易にアクセスできるわけではない。よって、成人となった養子は自らのルーツをたどる記録が得られず不利益を被ることもある。しかし、養子縁組の当事者が求める情報は記録（情報）の集合体であり、それを前提とした記録の保管を行うにはどうしたら良いかという点について、今回のパイロットプロジェクトで実際に可視化し、提示できたと考える。

また、1990年代など約30年前からの記録の電子化を行うことで、10年後、20年後など長期的な視点での記録の保管をどのようにしていくか、その方法の検討にもつながった。スキャンしてデータで保管するもの、紙として保管するもの、その保管場所など、様々な情報の整理と保管方法の検討は今後も続けていく必要がある。

- ・記録の保管サイクルの提示と電子化にともなう開示方法の検討

養子縁組の記録の保管に関する問題が可視化されても、当事者のニーズに応えられるような記録の開示支援を実行することは容易ではない。本事業では、柱2で専門家からのアドバイスを得ながら、開示を想定した記録保管の在り方に関する協議を行い、柱3にて保管条件や優先順位の草案を策定することができた。保管条件については、これまですべての資料を永年保存していたが、今回の見直しによって事業全体での資料のライフサイクルを明確にすることができた。

加えて、こうして整理された様々な種類の記録をどのように開示し、当事者と読み解いていくかについても協議の議題としてあがつた。つまり、養子縁組団体が保管している記録は、通常の記録とは異なり、ゆくゆくは当事者やその関係者に開示されるものである。先行事例として、イギリスでは養子当事者が記録の開示を申し込んだ際はソーシャルワーカーとの面談が必須であり、アーキビストを配置して共に当事者を支援している。これは記録の保管と両輪で支援方法の検討も必要であることを示している。こちらは、現在実施している養子縁組後の家族支援の実践のなかで、引き続き検討を行い、支援機関への発信を行う予定である。

また、本プロジェクトで行った100件におよぶ養子の記録の電子化に伴い、資料の開示方法の検討も開始した。専門家を招いて国際機関等で導入が進むソフトウェアシステム AtoM（アトム）の運用と取り組みについて学んだが、実際の運用については来年度に行っていきたい。

③ 今後の対応について

次年度は以下、3点を実施していく。第一に、引き続き電子化されていない資料の電子化を継続していく。第二に電子化された記録および紙の記録の保管方法、保管期限の草案は運用のなかでさらなる改善を進めていく。第三に電子化された記録の開示方法については、引き続き阿久津氏をアドバイザーとして協議を重ねていき、今後もパイロットとしてソフトウェアを活用した運用の検討を行っていく。

なお、本事業を通して、改めて養子縁組の委託段階から生みの親、養子となる子ども、養親について、どのような資料を収集する必要があるのかを確認するきっかけにもなった。今年度はISSJ以外のルーツ探しの相談件数も増加傾向にあり、養子縁組の当事者や関係者の記録に関する意識が高まっている。こうした流れの中で、ISSJで養子縁組を行ったケースについても、ISSJ内で保管している記録に加えて、同じ当事者について別の記録がある児童相談所や乳児院・児童養護施設、医療機関、裁判所等との連携はさらに重要となると言える。そのため、今後も関係機関間での養子縁組の記録へのアクセスや開示における格差解消に向けて、このパイロット事業の取り組みを通してISSJとして具体的な実践事例を蓄積し、記録管理のノウハウについて外部への発信を行って

いきたい。